

仙台市地域防災計画【地震・津波災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考												
<p>第2章 第2節 災害活動体制 P32～33</p>	<p>2. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <p>① 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき ④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき ⑤ 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき <u>(追加)</u></p> <p>④ その他危機管理監が必要と認めるとき (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3. 災害対策本部体制 (中略)</p> <p>①～② (略) ③ 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報、高潮特別警報又は波浪特別警報)が発表されたとき ④～⑥ (略) (資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(後略)</p>	<p>2. 災害警戒本部体制 (中略)</p> <p>① 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ③ 宮城県に津波注意報が発表されたとき ④ 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき ⑤ 市内にレベル4土砂災害危険警報が発表されたとき <u>⑥ 市内にレベル4大雨危険警報が発表されたとき</u> <u>⑦ 市内の河川にレベル4氾濫危険警報が発表されたとき</u> ⑧ その他危機管理監が必要と認めるとき (資料 2-4「仙台市災害警戒本部運営要領」参照)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3. 災害対策本部体制 (中略)</p> <p>①～② (略) ③ 市内に気象特別警報等(<u>レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報</u>)が発表されたとき ④～⑥ (略) (資料 2-2「仙台市災害対策本部運営要綱」参照) (資料 2-3「仙台市災害対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領」参照)</p> <p>(後略)</p>	<p>新たな防災気象 情報運用開始に 伴う変更</p>												
<p>第2章 第3節 職員の配備・動員計画 P41～43</p>	<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で各種災害が発生するおそれがある場合に警戒準備体制とする。 (資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p><警戒配備等基準></p> <table border="1" data-bbox="335 1703 1448 1890"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	警戒準備体制	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、	<p>1. 配備計画 (1) 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、市内で各種災害が発生するおそれがある場合に警戒準備体制とする。 (資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p><警戒配備等基準></p> <table border="1" data-bbox="1516 1703 2629 1890"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒準備体制</td> <td>(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき</td> <td>関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、</td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	配備体制	警戒準備体制	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、	<p>新たな防災気象 情報運用開始に 伴う変更</p>
配備区分	配備基準	配備体制													
警戒準備体制	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、													
配備区分	配備基準	配備体制													
警戒準備体制	(1) 気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (2) その他危機管理監が必要と認めるとき	関係職員の連絡体制を確保し、状況により自ら災害情報等の収集に努めるとともに、													

旧頁	旧			新			備考
	発令者：危機管理監		必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制	発令者：危機管理監		必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる体制	
	警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に 土砂災害警戒情報 が発表されたとき <u>(追加)</u>	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制	警戒配備 (災害警戒本部体制)	(1) 市内で震度5弱を観測する地震が発生したとき (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき (3) 宮城県に津波注意報が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、又は発生が予想される場合で、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (5) 市内に レベル4土砂災害危険警報 が発表されたとき <u>(6) 市内にレベル4大雨危険警報が発表されたとき</u> <u>(7) 市内の河川にレベル4氾濫危険警報が発表されたとき</u> (8) その他危機管理監が必要と認めるとき	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれにあたる体制	
	発令者：災害警戒本部長	(6) その他危機管理監が必要と認めるとき		発令者：災害警戒本部長			
	ア～エ (略)			ア～エ (略)			
	(2) 非常配備 (中略)			(2) 非常配備 (中略)			
	<非常配備基準>			<非常配備基準>			
	配備区分	配備基準	配備体制	配備区分	配備基準	配備体制	
	非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に 気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報 が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く) (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制	非常1号配備	(1) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に津波警報が発表されたとき (3) 市内に 気象特別警報等(レベル5氾濫特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、レベル5高潮特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報又は波浪特別警報) が発表されたとき (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大のおそれがあるとき(3の場合を除く) (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (6) その他市長が必要と認めるとき	災害情報の収集・伝達、警戒活動、災害の応急対策活動及び復旧対策活動が実施できる体制とし、各部及び各区本部が所要の職員を配備してこれにあたる体制	
	発令者： 災害対策本部長			発令者： 災害対策本部長			
	非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (4) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制	非常2号配備	(1) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき (2) 宮城県に大津波警報が発表されたとき (3) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき、又は全域に拡大することが予想されるとき (4) その他市長が必要と認めるとき	全職員を配備し、組織の総力あげて対処する体制	
	発令者： 災害対策本部長			発令者： 災害対策本部長			
	(後略)			(後略)			